

川崎港コンテナターミナル等に係る入港料の減免に関する要綱

平成16年	3月12日	施行
平成18年	4月	1日改正
平成20年	4月	1日改正
平成20年11月	1日	改正
平成21年	4月	1日改正
平成21年	8月	1日改正
平成24年	4月	1日改正
平成26年	4月	1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市入港料条例（昭和51年川崎市条例第54号）第5条及び川崎市入港料条例施行規則（昭和51年川崎市規則第116号。以下「入港料規則」という。）第4条第1項第1号及び第6号に基づき、川崎港コンテナターミナル等を利用する船舶に係る入港料の減免について、必要な事項を定めるものとする。

(減免の目的)

第2条 この要綱に定める減免は、次に掲げるところにより、本港の振興を図ることを目的として行うものとする。

- (1) コンテナターミナルが安定的かつ継続的に利用されるように図ること。
- (2) 取扱貨物量の増加を図ることにより、コンテナターミナルの運用に係るスケールメリットを確保し、もってコンテナターミナルの利用者のコストの削減その他競争力の増進を図ること。
- (3) 定期コンテナ航路（あらかじめ定められた港湾のコンテナターミナル間を定期的に周回する航路であって、当該航路に就航するコンテナ船が月1回以上かつ年12回以上本港に入港し、荷役を行うものをいう。以下同じ。）の新規開設、長期利用の継続その他コンテナターミナルの利用が促進されるように図ること。
- (4) 国内の定期海上輸送ルート of 構築及び東京湾内でのはしけによるコンテナ貨物輸送の増加を図ることにより、海送グリーン物流の促進を図ること。
- (5) 川崎港、東京港及び横浜港の入港料の一元化を図り、もってコンテナターミナル等の利用が促進されるように図ること。

(減免の申請等)

第3条 入港料の減免を受けようとする者は、入港料規則第4条第2項で定める入港料減免申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに減免の可否を決定し、申請者に対しその結果を通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による決定を行う場合において必要があると認めると

きは、条件を付して決定することができるものとする。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の減免の決定を撤回することができるものとする。

(1) 減免が入港料規則第4条に適合しなくなつたと認めるとき。

(2) 減免を受けている者が、故意又は重過失により、本港の港湾施設を損傷又は汚損し、使用を妨げ、その他本港に損害を与えたとき。

(3) 減免申請に不正があつたとき。

(4) その他、減免を継続することが公序良俗に違反し、又は公益に反すると認めるとき。

(入港料規則第4条第1項第1号に係る減免割合)

第4条 入港料規則第4条第1項第1号の規定に基づき、入港料を減免することができる船舶は、国際規格による海上コンテナ貨物に対応したセルガイド構造を全部又は一部に有する船舶とする。

2 前項に規定する船舶の減免割合は、次のとおりとする。

(1) 川崎港と東京港又は横浜港の2港に連続して入港した場合は、2分の1を減額する。

(2) 川崎港、東京港及び横浜港の3港に連続して入港した場合は、3分の2を減額する。

(3) 前各号の場合であつて、川崎港に複数回入港した場合は、その2回目以降の入港料を免除する。

(入港料規則第4条第1項第6号に係る減免割合)

第5条 入港料規則第4条第1項第6号に基づき、川崎港コンテナターミナルを利用する船舶に係る入港料の減免割合は、別紙のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、川崎港と東京港、横浜港及び千葉港との間で専らコンテナ貨物を輸送する目的で入港する船舶であつて、次の各号に掲げる船舶の入港料は免除するものとする。

(1) はしけ

(2) 共に一体となる構造及び機能を有するはしけ及び押船

3 第1項の規定にかかわらず、川崎港コンテナターミナルを利用する内航コンテナ船に係る入港料は、免除するものとする。

(減額の選択)

第6条 前2条に規定する減免を受けようとする者は、いずれか一つを選択しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、港湾局長が別に定める。

附則（平成16年3月12日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成16年3月12日から施行する。

（見直し）

- 2 削除

（廃止）

- 3 コンテナ定期航路開設に伴う入港料の減免基準（平成10年12月4日施行）は廃止する。

附則（平成18年3月23日）

（施行期日）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成20年3月31日）

（施行期日）

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成20年10月31日）

（施行期日）

この改正要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附則（平成21年3月31日）

（施行期日）

この改正要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成 21 年 7 月 31 日）

（施行期日）

この改正要綱は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附則（平成 24 年 3 月 26 日）

（施行期日）

この改正要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 26 年 4 月 1 日）

（施行期日）

この改正要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別紙（第5条第1項関係）

入港料規則第4条第1項第6号に係る減免割合

1 大型コンテナ船に係る特例

3万総トンを超えるコンテナ船が入港する場合の入港料の算定に際しては、当該コンテナ船の総トン数を3万総トンとみなすものとする。

2 取扱総量によるボリュームインセンティブ減免

その入港に際しての本港における取扱コンテナ量が40TEU以上である場合は、そのコンテナ船の入港料を次の表の減額割合を限度として減額するものとする。

取扱コンテナ量	減額割合
40TEU以上 100TEU未満	12分の3を減額
100TEU以上 300TEU未満	12分の4を減額
300TEU以上 600TEU未満	12分の5を減額
600TEU以上	12分の6を減額

3 積載能力比率によるボリュームインセンティブ減免

その入港に際しての本港における取扱コンテナ量が荷役を行うコンテナ船の積載能力比率（当該コンテナ船の公称積載能力のうちに占める取扱コンテナ量の比率をいう。）が12分の1以上である場合は、そのコンテナ船の入港料を次の表の減額割合を限度として減額するものとする。

積載能力比率	減額割合
12分の1以上 12分の2未満	12分の3を減額
12分の2以上 12分の4未満	12分の4を減額
12分の4以上 12分の6未満	12分の5を減額
12分の6以上	12分の6を減額

4 定期コンテナ航路の新規開設に伴う減免

新規の定期コンテナ航路を開設したことに伴い入港するコンテナ船においては、当該コンテナ船の入港料を次の表の減免割合を限度として減額又は免除するものとする。ただし、3年以上の運航が予定されている航路に限る。

期間等	減免割合
初入港のとき	免除
初入港の日から起算して3年を経過した日まで(初入港のときを除く。)	12分の6を減額

5 定期コンテナ航路の利用年数に応じた減免

長期間継続的に寄港している定期コンテナ航路に就航しているコンテナ船にあっては、入港料を次の表の減額割合を限度として減額するものとする。

寄港継続年数	減額割合
5年以上7年未満	12分の1を減額
7年以上10年未満	12分の2を減額
10年以上	12分の3を減額

6 定期コンテナ航路のデイリーサービスに係る減免

1週間に2便以上寄港している定期コンテナ航路に就航しているコンテナ船にあっては、入港料を次の表の減額割合を限度として減額するものとする。

寄港回数	減額割合
週2便	12分の1を減額
週3便	12分の2を減額
週4便	12分の3を減額
週5便以上	12分の4を減額

7 減免の申請

1から6までの減免を受けようとする者は、入港料規則第4条第2項に定める入港料減免申請書に、コンテナターミナル利用船舶入港料減免内訳書（要綱様式第1号）を添付しなければならない。

8 航路の登録

4から6までの減免を受けようとする者は、次の事項を記載した航路に関する調書をあらかじめ市長に提出し、航路を登録しなければならない。

- (1) 航路の名称
- (2) 航路の運航者
- (3) 航路の開設年月日又は開設予定年月日
- (4) 本港への寄港開始予定年月日（4 新規開設の場合に限る。）及び寄港スケジュール
- (5) 本港における主な取扱い貨物
- (6) 航路の廃止予定年月日（廃止予定が定まっている場合に限る。）
- (7) 航路の寄港地
- (8) 航路に就航する予定のコンテナ船の名称、総トン数及び公称積載能力
- (9) 航路開設に伴い本市以外の官公署に届出等を行った場合にあっては、当該届出の内容（4 新規開設の場合に限る。）
- (10) 取扱コンテナの全部又は一部について、フィーダー船へのトランシップを行う場合にあっては、その旨及び当該トランシップの内容
- (11) その他市長が必要と認めた事項

9 減額の選択、限度等

- (1) 入港料の減額については、複数の減額を適用することができる。
- (2) (1)の規定にかかわらず、減額割合の合計は、 $\frac{1}{2}$ の $\frac{9}{10}$ を限度とする。
ただし、3万総トンを超えるコンテナ船の入港料の減額は、1の規定により3万総トンとみなして計算した入港料の $\frac{1}{2}$ の $\frac{9}{10}$ を限度とする。
- (3) (1)の規定にかかわらず2から4までに規定する減免を受けようとする者は、そのうちいずれか一つを選択しなければならない。

(要綱様式第1号)

コンテナターミナル利用船舶入港料減免内訳書

平成 年 月 日

(あて先) 川崎市長

申請者 住所 _____

氏名 _____

(法人である場合にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

利用係留施設					
利用日		入港日	年	月	日
		出港日	年	月	日
係留する コンテナ 船等	名称				
	定期コンテナ航路				
	総トン数	トン			
	公称積載能力	TEU			
取扱貨物量		TEU			

減免の種類及び減免率

左の□内にV印をつけ、右側の記入欄に減免率を記入すること。

- 1 (総トン数を3万総トン数で計算)
- 2 (ボリュームインセンティブ/取扱総量)
- 3 (ボリュームインセンティブ/積載能力比率)
- 4 (定期コンテナ航路の新規開設)
- 5 (定期コンテナ航路の長期継続利用)
- 6 (デイリー定期コンテナ航路)

12分の _____

12分の _____

12分の _____

12分の _____

12分の _____

減免率 計

12分の _____

※減額割合の合計は、12分の9を限度とする。

※2から4までに規定する減免を受けようとする場合は、そのうちいずれか1つを選択すること。